

資料6-5

心理療法（カウンセリング）の公費負担に関する各種制度の対象者、財源、自己負担額等

| 所管 | 制度名 | 対象者 | 財源 | 自己負担額 |
|-------|--|--|--|---------------------------------------|
| 厚生労働省 | 医療保険制度 | 被保険者 | 保険料、国税及び地方税 | 患者が窓口負担分（例えば義務教育就学後から69歳までであれば3割）を支払う |
| | 精神保健福祉センターが行う精神保健福祉相談 | 利用希望者 | 国が1/3、都道府県等が2/3、国においては、精神保健施策の推進に関する予算として精神保健対策費補助金を財源としている。 | 自己負担なし |
| | 障害者自立支援法に基づく精神医療に係る公費負担医療制度 | 統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者 | | 原則1割負担 |
| | 児童相談所におけるカウンセリング・心理療法等の技法による援助に係る制度（児童虐待防止支援事業におけるカウンセリング強化事業） | （指導が必要な）子ども、保護者等 | 国が1/2、都道府県が2/3、児童虐待・DV対策等総合支援事業（児童福祉事業対策費等補助金） | 自己負担なし |
| | エイズ治療拠点病院等治療ケア促進事業 | HIV感染者・エイズ患者及びその家族 | 国が1/2、都道府県、政令市、特別区が1/2 | 自己負担なし |
| 警察庁 | 専門的知識や技術を要する警察職員が行うカウンセリング | 犯罪被害者及びその家族又は遺族 | なし | 自己負担なし |
| | 都道府県警察による精神科医・臨床心理士への委嘱によるカウンセリング | 犯罪被害者及びその家族又は遺族 | 都道府県警察費 （国費による補助金措置あり） | 自己負担なし |
| | 民間被害者支援団体に対する業務委託に係る相談・カウンセリング | 犯罪被害者及びその家族又は遺族 | 都道府県警察費 （国費による補助金措置あり） | 自己負担なし |

| | | | | |
|-------|-------------------------------|---|--------------------|-----------------------------------|
| 警察庁 | 犯罪被害給付制度による精神疾患に係る重傷病給付金 | 犯罪被害者本人 | 国費 | 疾病の発生から1年間における保険診療による医療費の自己負担分を支給 |
| | 犯罪被害給付制度による精神疾患に係る障害給付金 | 犯罪被害者本人 | 国費 | 障害の等級に応じた給付金を支給 |
| 文部科学省 | スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施に係る制度 | 児童生徒 | 国が1/3、都道府県、政令市が2/3 | 自己負担なし |
| 内閣府 | 配偶者暴力相談支援センターにおけるカウンセリングに係る制度 | 配偶者からの暴力から逃れ自立を目指す被害者で、女性相談員が被害者からの相談を基に、臨床心理士によるカウンセリングが必要と判断した者。ただし、被害者が医療を受けている場合にあつては、主治医の了承が得られた場合に限る。(地方公共団体A市の例) | 全額都道府県 | 自己負担なし |
| 最高裁判所 | 裁判員メンタルヘルスサポート窓口制度 | 裁判員等で、裁判員メンタルヘルスサポート窓口に対し、電話又はEメールによるメンタルヘルスに関する相談をした者。 面接によるカウンセリングは、本人の希望や臨床心理士等が症状から判断して行う。 | 全額国が負担 | 自己負担なし |

カウンセリング費用に関する事項 ～カウンセリング実施者等のヒアリングから～

| | 費用 | 実施回数 |
|---|--|---|
| 公費負担されていない犯罪被害者等に対する心理療法（カウンセリング）の実施状況 | 自費診療によるカウンセリング 30分 5,250円 60分 10,500円 90分 15,750円 | PE法の場合は90分のセッションを9～12回 15,750/90分×12回=189,000円 |
| フェミニストカウンセリングの実施状況 | 50分～60分 5,250円 ※資力が無い者への減免制度あり | ケースにより異なる 月1回で10～60回(5年) 52,500円～315,000円 |
| 公的機関からの委嘱等により費用が公費負担されている心理療法（カウンセリング）等について | 無償 | 3回 必用に応じて他の精神科医等へリファーする |

～カウンセリングを受けた方からのヒアリングから～

| 費用 | 実施回数 |
|--------------|------------------------------------|
| 1か月の上限が1万円程度 | カウンセリングの場合1か月に1～2回 PE法は週1回×4か月間 |